

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の税制措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能及び在宅医療に必要な診療体制をとる診療所に係る不動産</p> <p>・ 特例措置の内容 かかりつけ医若しくはかかりつけ歯科医としての診療体制又は在宅医療に必要な診療体制をとる診療所（※）に係る不動産について、税制上の措置を創設する。</p> <p>※かかりつけ医機能や在宅医療に関する診療報酬を受けることができる診療所の要件を参考に、具体的な基準を設ける予定。</p>		
関係条文			
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 ( - ) [平年度] - ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 地域において、患者の健康状態を継続的に診療していく診療所の普及を図ることができ、国民の健康増進・生活の質の向上を図り、更には医療提供体制の機能分化・連携に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に、病床の機能分化・連携を進め、国民一人一人が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域医療構想の推進、地域包括ケアシステムの構築、医科歯科を含めた多職種連携に取り組むこととされている。 この中で診療所は、国民が地域で日常的な医療を受け、また、健康相談等ができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の機能を果たすとともに、在宅医療を充実させることが求められている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	地域における医療提供体制を維持する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能又は在宅医療の推進に取り組む診療所の整備を後押しし、在宅医療全体の底上げを図る効果が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能又は在宅医療の推進を図るものである。これまでも診療報酬等により、在宅医療の提供体制の構築に取り組んできたところであるが、さらに不動産取得税及び固定資産税の軽減措置を創設することにより、在宅医療に取り組む診療所の整備を後押しし、増加させていくことが必要であり、税制措置を講じることに妥当性がある。
	ページ	6—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—